

令和2年度

横浜市における騒音・振動の  
測定結果報告書

—道路・貨物線・新幹線—

横浜市環境創造局

## はじめに

この報告書は、令和2年度に行った道路交通及び新幹線鉄道に関する騒音・振動の測定結果をとりまとめたものです。

令和2年度において、道路交通騒音は12地点、面的評価の16路線、貨物線鉄道は騒音・振動1地点、新幹線鉄道は騒音・振動とも2測線6地点で測定を実施しました。

# 目 次

第1章	道路交通騒音測定結果.....	1
1	目的.....	1
2	測定地点.....	1
3	測定方法.....	1
4	測定結果.....	2
第2章	東海道貨物線の騒音・振動測定結果.....	7
1	目的.....	7
2	測定地点等.....	7
3	測定方法.....	7
4	測定結果.....	10
第3章	新幹線鉄道騒音・振動測定結果.....	16
1	目的.....	16
2	測定地点.....	16
3	測定方法.....	18
4	測定結果.....	19
第4章	参考資料.....	24
1	騒音に係る環境基準（抜粋）.....	24
2	騒音に係る環境基準の地域の類型等（抜粋）.....	25
3	新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（抜粋）.....	26
4	環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域（抜粋）.....	26

## 第1章 道路交通騒音測定結果

### 1 目的

騒音規制法第18条（常時監視）に基づき、市内幹線道路の環境基準の達成状況等を把握するため、面的評価の対象路線について騒音測定を実施している。

### 2 測定地点

騒音状況の把握と環境基準値達成状況の評価を行うため、本市内の主要幹線道路を代表する地点において騒音測定を実施している。

測定地点は5年をかけて一巡するように計画している。本年度の測定地点を表1-1に示す。

測定結果を用いて面的評価の対象路線について評価を行った。対象路線を図1-1に示す。

### 3 測定方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」に準じて、等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）及び時間率騒音レベル {中央値（ $L_{50}$ ）、90%レンジの上端値（ $L_5$ ）及び下端値（ $L_{95}$ ）} を算出するために、1時間ごとに10分間の測定を6回行った。このうちサイレン音や宣伝放送等によると思われる異常値を除いた有効な実測値をエネルギー平均（等価騒音）又は算術平均（時間率騒音）することにより求めた。

なお、測定期間はいずれも平日で、3日間の連続測定を実施した（ただし、一部の測定場所は無人測定が困難のため、平日に24時連続の有人測定を行った）。

#### （1）測定時期

令和3年1月（表1-1）

#### （2）測定機器

積分型騒音計（NL-22 リオン株式会社製）

#### （3）評価方法（面的評価）

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」に定める方法により、道路端から50mまでの範囲内にある住居等を対象とし、それらが受ける騒音レベル等を基に推計し、環境基準に適合する戸数及びその割合を求めることにより行った。

また、近接空間（2車線の道路は道路端から15m、2車線を超える道路は道路端から20mの範囲）について同様の評価を行った。

面的評価路線（16路線 総延長111.1km）を図1-1に示す。

#### 4 測定結果

##### (1) 時間区分帯別の騒音レベルと基準値との比較

(昼間 6:00～22:00、夜間 22:00～6:00)

各測定場所における時間区分帯別の測定結果と環境基準値の比較結果を表 1-2 に示す。

##### (2) 面的評価結果

路線別の面的評価結果を表 1-3 に示す。

# 川崎市



図1-1 面的評価路線

表 1-1 騒音測定地点

No.	測定地点	路線名	用途地域	測定期間	車道端-マイク距離		遮音壁	舗装種別	車線数
					水平	鉛直			
1	南区清水ヶ丘	高速神奈川 3 号狩場線	第 1 種住居地域	2021/1/12～2021/1/15	0.2	8.0	無	アスファルト	4
2	中区本町 1 丁目	一般国道 133 号	商業地域	2021/1/13～2021/1/14	0.0	1.3	無	アスファルト	5
3	西区北軽井沢	13 号 横浜生田	第 1 種住居地域	2021/1/19～2021/1/22	1.3	2.9	無	低騒音舗装	4
4	港南区笹下 3 丁目	22 号 横浜伊勢原	第 2 種住居地域	2021/1/19～2021/1/22	0.6	2.9	無	アスファルト	2
5	旭区鶴ヶ峰 1 丁目	40 号 横浜厚木	近隣商業地域	2021/1/12～2021/1/15	2.3	1.6	無	アスファルト	4
6	青葉区奈良町	139 号 真光寺長津田	第 2 種中高層 住居専用地域	2021/1/19～2021/1/22	0.3	1.6	無	アスファルト	2
7	金沢区朝比奈町	204 号 金沢鎌倉	市街化調整区域	2021/1/12～2021/1/15	7.4	2.3	無	アスファルト	2
8	戸塚区小雀町	312 号 田谷藤沢	市街化調整区域	2021/1/13～2021/1/14	0.0	1.2	無	アスファルト	2
9	瀬谷区相沢 4 丁目	401 号 瀬谷柏尾	第 1 種住居地域	2021/1/19～2021/1/22	0.3	1.8	無	アスファルト	2
10	戸塚区原宿 4 丁目	402 号 阿久和鎌倉	準住居地域	2021/1/19～2021/1/22	0.6	1.7	無	低騒音舗装	4
11	戸塚区深谷町	403 号 菖蒲沢戸塚	第 1 種住居地域	2021/1/19～2021/1/22	1.3	1.9	無	低騒音舗装	2
12	港北区小机町	新横浜元石川線	市街化調整区域	2021/1/12～2021/1/15	1.9	2.3	無	アスファルト	6

表 1-2 測定結果と環境基準値との比較

No.	測定地点	測定結果(dB)(LAeq)		環境基準値との比較				
		昼間	夜間	地域の 類型※1	特例 適用 ※2	差※3 (dB)(LAeq)		環境基準と の比較※4
						昼間	夜間	
1	南区清水ヶ丘	71	69	B	○	1	4	C
2	中区本町1丁目	71	67	C	○	1	2	C
3	西区北軽井沢	69	65	B	○	-1	0	B
4	港南区笹下3丁目	67	64	B	○	-3	-1	A
5	旭区鶴ヶ峰1丁目	72	66	C	○	2	1	C
6	青葉区奈良町	65	59	A	○	-5	-6	A
7	金沢区朝比奈町	62	57	B	○	-8	-8	A
8	戸塚区小雀町	70	65	B	○	0	0	C
9	瀬谷区相沢4丁目	64	58	B	○	-6	-7	A
10	戸塚区原宿4丁目	67	62	B	○	-3	-3	A
11	戸塚区深谷町	67	63	B	○	-3	-2	A
12	港北区小机町	71	66	B	○	1	1	C

※1 地域の類型については、「第4章 参考資料」を参照

※2 特例適用の項の○地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当

※3 環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)に対する差分値

※4 A：昼夜とも環境基準に適合                      B：昼間又は夜間のいずれかが環境基準に適合

C：昼夜とも環境基準に不適合



表1-3 自動車騒音面的評価の結果

路線名	評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合		昼間環境 基準値を 満足した 戸数	夜間環境 基準値を 満足した 戸数
			適合 戸数	%	戸数	戸数
1 高速神奈川3号狩場線	8.4	4,507	555	12.3	935	555
2 一般国道133号線	1.2	631	603	95.6	612	603
3 横浜生田線	17.8	10,412	9,760	93.7	9,819	9,931
4 横浜伊勢原線	14.3	10,453	9,326	89.2	9,719	9,406
5 原宿六ツ浦線	12.4	3,042	2,501	82.2	3,022	2,501
6 横浜厚木線	8.1	4,243	3,874	91.3	3,914	3,947
7 青砥上星川線	7.1	4,007	4,001	99.9	4,006	4,001
8 真光寺長津田線	5.2	1,806	1,750	96.9	1,778	1,756
9 金沢鎌倉線	0.8	2	2	100.0	2	2
10 金沢逗子線	1.8	694	685	98.7	693	685
11 田谷藤沢線	0.8	62	56	90.3	59	56
12 瀬谷柏尾線	13.0	4,640	4,631	99.8	4,636	4,632
13 阿久和鎌倉線	9.4	2,105	1,987	94.4	2,078	1,997
14 菖蒲沢戸塚線	1.2	208	195	93.8	195	204
15 環状4号線	0.7	206	201	97.6	201	202
16 新横浜元石川線	8.9	4,271	3,658	85.6	3,659	3,752
令和2年度評価路線 16路線	111.1	51,289	43,785	85.4	45,328	44,230

## 第2章 東海道貨物線の騒音・振動測定結果

### 1 目的

本測定は、東海道貨物線の沿線における騒音及び振動の実態を把握するため、昭和55年から実施している。

### 2 測定地点等

本調査は昭和55年度より騒音測定を3地点、振動測定を12地点（騒音測定3地点を含む）において開始した。調査開始当初は年間12地点での測定を実施していたが、昭和62年度からは年間1～6地点での測定を実施しており、本年度は1地点で実施した。測定地点は図2-1に示す。

騒音計のマイクロホンは原則として軌道に面し、かつ住居の用に供される建物から1m軌道側へ、又は敷地境界の地点における鉛直線上で騒音の影響が最も大きくなると予測される位置に設置した。

また、振動の影響が最も大きくなると予測される住居の敷地内で、よく突き固められた場所に振動計のピックアップを設置した。

### 3 測定方法

#### (1) 測定方法

本測定はデジタル測定機器等による連続測定で、表2-1に示す測定方法に準じて実施した。

振動については振動レベル計及びコンピュータを用い、各地点の特性に応じて32dBの設定レベル以上の振動が20秒以上計測された場合、貨物列車が通過しているとみなして水平（軌道に対して 直角；X方向、平行；Y方向）及び上下（Z方向）の3方向の振動レベルを測定した。

また、騒音については普通騒音計及びコンピュータによりモニターチャンネルに同期された時間内における貨物列車通過の際の騒音レベルを測定した。

#### (2) 評価方法

騒音及び振動の評価は、就眠時（22～24時）及び覚醒時（5～7時）のそれぞれの時間帯において記録された全貨物列車の騒音レベル及び振動レベルを算術平均して行った。

#### (3) 使用計測器

普通騒音計（NL-21 リオン株式会社製）

振動レベル計（VR-6100 株式会社小野測器製）



図 2-1 東海道貨物線測定地点図

表 2-1 東海道貨物線の騒音・振動測定方法等

項目	騒音	振動																				
測定機器	計量法（平成4年法律第51号） 第71条の条件に合格したもの	計量法（平成4年法律第51号） 第71条の条件に合格した 「振動レベル計」（JIS-C-1510）																				
動特性	F A S T	振動レベル計の動特性																				
感覚補正等	周波数補正はA特性	測定成分は上下動（Z）及び 水平動（X、Y）																				
測定列車数	就眠時（22～24時）及び覚醒時 （5～7時）の二時間区分に通過 する列車数（10列車以上）	同左																				
指示値の 読みとり	列車通過時から5秒後のレベル の最大部分の20秒間の平均値（5 秒ごとの瞬時値の平均値）をdB で読みとる。	列車通過時における上下動、水平 動の尖頭値をdBで読みとる。																				
指示値の 補正	列車騒音と暗騒音との指示値の 差が10dB未満の場合は下表によ り列車騒音の指示値を補正する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指示値 の差</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6～9</td> </tr> <tr> <td>補正值</td> <td>-3</td> <td></td> <td>-2</td> <td>-1</td> </tr> </table>	指示値 の差	3	4	5	6～9	補正值	-3		-2	-1	列車振動と暗振動との指示値の 差が10dB未満の場合は下表によ り列車振動の指示値を補正する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指示値 の差</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6～9</td> </tr> <tr> <td>補正值</td> <td>-3</td> <td></td> <td>-2</td> <td>-1</td> </tr> </table>	指示値 の差	3	4	5	6～9	補正值	-3		-2	-1
指示値 の差	3	4	5	6～9																		
補正值	-3		-2	-1																		
指示値 の差	3	4	5	6～9																		
補正值	-3		-2	-1																		
目標値*	55dB以下	上下動（Z） 59dB以下 水平動（X、Y） 51dB以下																				
備考	上記測定方法については、「国鉄横浜新貨物線の沿線地域におけ る環境基準等に関する技術小委員会答申（昭和48年1月20日）」 及び「国鉄横浜新貨物線の騒音対策について（報告）（昭和53年8 月8日）」による。																					

\* 国鉄と横浜市長との協定に基づく協定値である。

## 4 測定結果

測定結果を表 2-2 に示す。

### (1) 騒音・振動レベル区分別、鉄道構造別測定地点数

令和 2 年度は騒音及び振動 1 地点において実施し、測定結果及びその構築構造、軌道構造を表 2-2 に示す。

振動については、松見地区【地点番号 4】において、就眠時の上下動は 39 d B、覚醒時の上下動は 41 d B、水平動は就眠時及び覚醒時共に 40 d B 以内で、目標値の上下動 59 d B と水平動 51 d B を超えていなかった。

騒音については、松見地区【地点番号 4】において、就眠時・覚醒時ともに 49 d B であり、目標値である 55 d B を下回った。

### (2) 騒音・振動レベルの経年変化

全地点の振動測定結果について昭和 55 年度からの経年変化を、時間区分別、振動方向別に表 2-3 及び表 2-4 に示した。

本年度測定を実施した地点番号 4 における振動測定結果について同じく時間区分別、振動方向別に図 2-2 及び図 2-3 に示した。

騒音測定結果について昭和 55 年度からの経年変化を、時間区分別、測定地点別に表 2-5 及び表 2-6 並びに図 2-4 及び図 2-5 に示した。

表 2-2 東海道貨物線の騒音・振動測定結果

地区	番号	測定期間	測定場所	用途地域	料程 (k m)	構築 構造	軌道構造	上下線 中心線 からの距離	就眠時 (22~24時)				覚醒時 (5~7時)				備考
									振動 dB			騒音 dB	振動 dB			騒音 dB	
									X	Y	Z		X	Y	Z		
松見	4	R2.11.19 ~12.3	神奈川区松見町	第1種住居	3.795	高架 (シエルター)	防音振 バラスト	右27m	39	37	39	49	39	37	41	49	

注1) 料程：鶴見駅を起点とした軌道延長距離

注2) 鶴見駅から戸塚方面を見て、測定点が右側を「右」、左側を「左」と表示

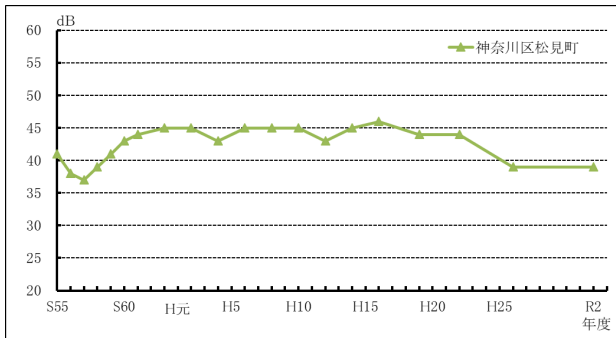
注3) 水平振動のうち軌道に対して直角方向は「X」、平行方向は「Y」、上下振動は「Z」と表示







X 方向



Y 方向



Z 方向

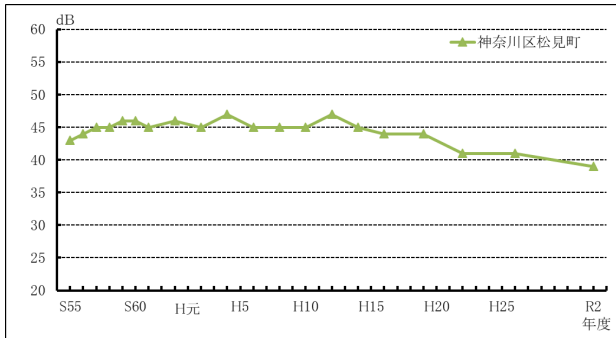
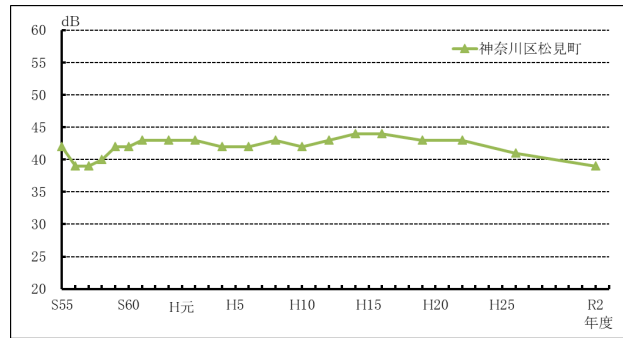
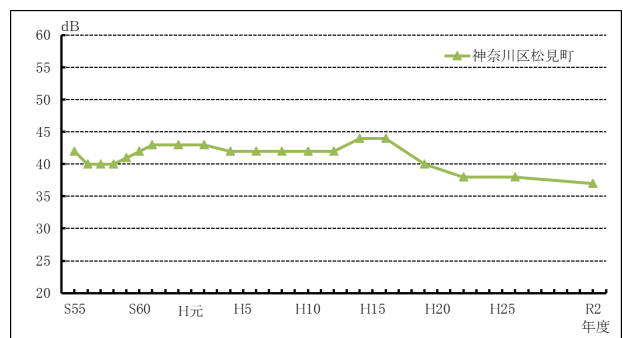


図 2-2 東海道貨物線振動測定結果の  
経年変化【就眠時(22~24 時)】

X 方向



Y 方向



Z 方向

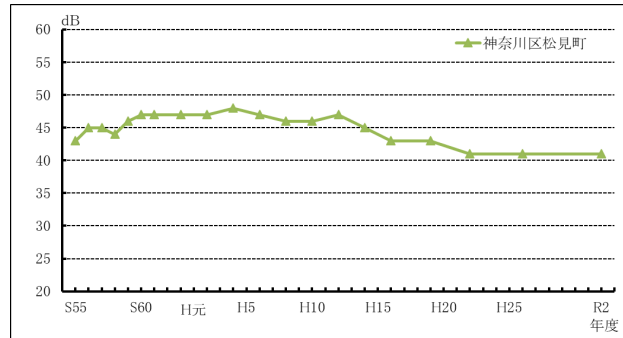


図 2-3 東海道貨物線振動測定結果の  
経年変化【覚醒時(5~7 時)】

表 2-5 東海道貨物線騒音測定結果の経年変化【就眠時（22～24 時）】

(単位：d B)

番号	測定場所	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
4	神奈川県松見町	49	49	50	49	51	52	51		51		51		53		51		51		52		53		53		53			55			52						48						49		
11	神奈川県三枚町	55	56	56	56	57	57	57		60		59		61		61		59		59		59		59		61		56			55					55										
12	保土ヶ谷区上星川二丁目	52	51	54	55	55	56	55	55		55		56		57		56		57		56		56		58		57			56			55								54					

注 1) 空欄は未実施

表 2-6 東海道貨物線騒音測定結果の経年変化【覚醒時（5～7 時）】

(単位：d B)

番号	測定場所	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
4	神奈川県松見町	50	49	50	50	51	51	51		51		52		52		52		51		53		53		53		54			56			52						50							49	
11	神奈川県三枚町	54	55	55	56	55	56	56		56		57		57		58		56		57		56		55		55		54			53				54											
12	保土ヶ谷区上星川二丁目	51	51	53	54	53	55	54	53		55		55		55		56		56		56		54		55		58		55			55			53						55					

注 1) 空欄は未実施

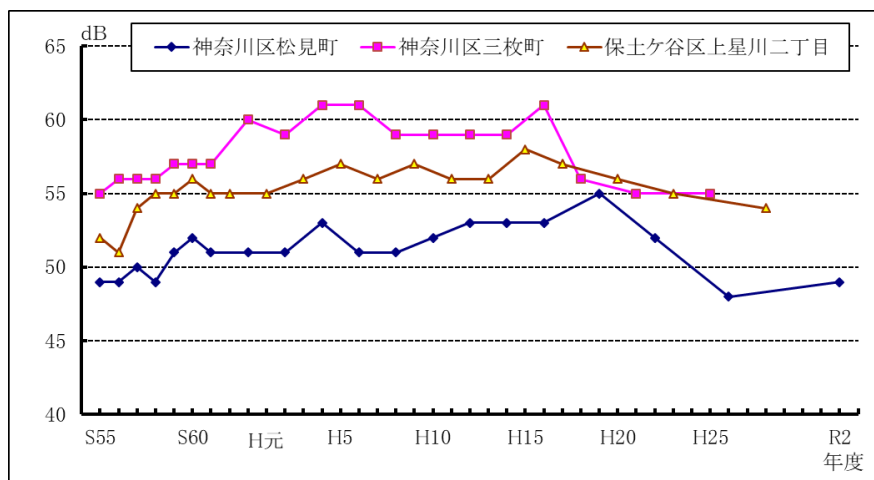


図 2-4 東海道貨物線騒音測定結果(3 地点)の経年変化【就眠時（22～24 時）】

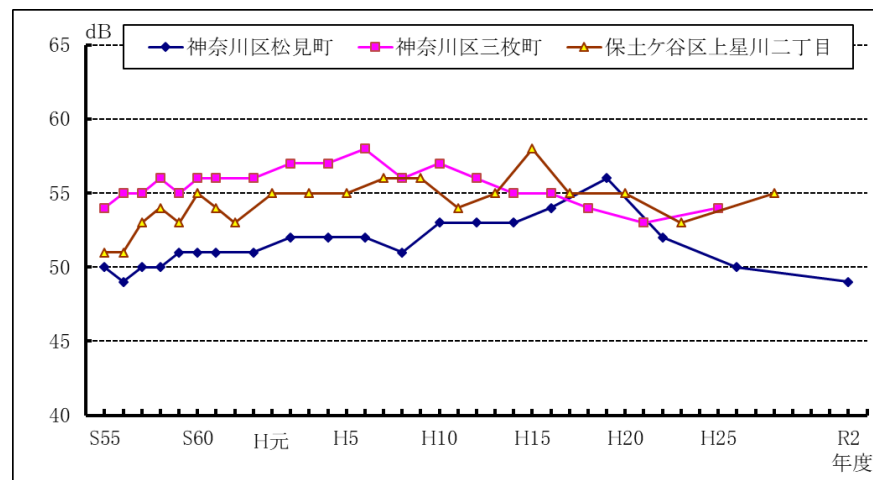


図 2-5 東海道貨物線騒音測定結果(3 地点)の経年変化【覚醒時（5～7 時）】

### 第3章 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

#### 1 目的

本測定は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について横浜市内の東海道新幹線鉄道沿線における騒音・振動の実態を把握するため、昭和62年から実施している。

#### 2 測定地点

測定は、図3-1に示す地点のうち、No.2及びNo.5の2地点で実施した。測定地点の詳細を表3-1に示す。

また、各測定地点の鉄道構造図等を図3-2に示す。

表3-1 測定地点

No.	測定地点	鉄道構造	用途地域	地域類型 <sup>※1</sup>
1	港北区日吉四丁目	高架橋	第一種住居地域	I
2	港北区綱島東五丁目	高架橋	準工業地域	II
3	港北区大倉山三丁目	高架橋	第一種住居地域	I
4	神奈川区三枚町	盛土	第一種住居地域	I
5	旭区二俣川二丁目	切取	第一種住居地域	I
6	瀬谷区阿久和南四丁目	盛土	第一種住居地域	I
7	泉区和泉町	切取	第一種住居地域	I
8	泉区上飯田町	高架橋 (鉄桁)	第一種中高層 住居専用地域	I

※1 地域類型については、「第4章 参考資料」を参照

##### (1) 騒音

測定地点数は2測線・6地点（1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）でマイクロホンは地上1.2mの高さに設置した。

##### (2) 振動

測定地点数は2測線・6地点（1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）でピックアップは地表面上に設置した。



図 3-1 新幹線鉄道騒音・振動測定地点図

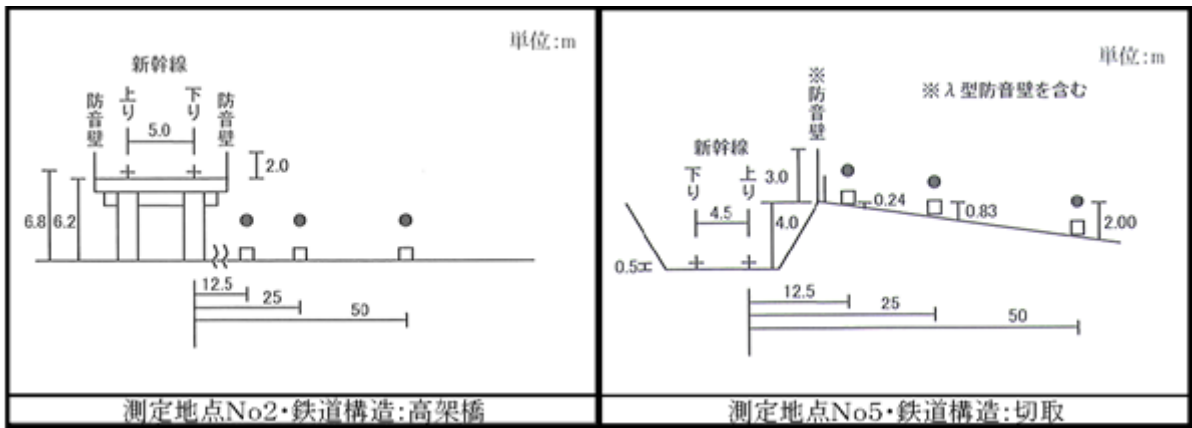


図 3-2 測定地点の断面図

### 3 測定方法

#### (1) 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 改正：平成 12 年環境庁告示第 78 号）、環境省作成「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（平成 27 年 10 月）に示された方法で測定を行った。

#### (2) 振動

環境庁長官勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に示された方法で測定を行った。

##### ア 測定列車本数

原則として 20 本（上下線各 10 本以上）の列車を測定した。

##### イ 振動感覚補正回路及びレベルの読み取り

振動の測定は鉛直方向とし、レベルレコーダの動特性は振動レベル計の動特性（V L）を用い、紙送り速度は 1 mm/秒とした。

列車通過時のレベルの読み取りはピーク値とした。ピーク値の測定は原則として暗振動より 10dB 以上高い鉄道振動を測定するものとし、10dB 未満の場合は欠測とした。

#### (3) 列車速度

列車速度は、任意の目標点を列車の先端部及び後端部が通過するのに要する時間を計測し、同時に車両数を数えて次式から求めた。

$$V = \frac{L}{T} \times 3.6$$

V：列車速度（km/時）

L：列車全長（m）

T：通過所要時間（秒）

#### (4) 評価方法

##### ア 騒音

評価は通過列車毎の騒音のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行った。

算定式は次のとおりである。

UP<sub>1/2</sub> 上位半数のパワー平均

$$UP_{1/2} = 10 \log \left[ \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N 10^{\frac{L_i}{10}} \right]$$

UP<sub>1/2</sub> : ピークレベルの上位半数のパワー平均

N : 列車本数

L<sub>i</sub> : 上位半数の各車両のピークレベル (dB)

##### イ 振動

評価は、通過列車毎の振動レベルのピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行った。

#### (5) 使用測定機器

##### ア 騒音

積分型普通騒音計 (NL-42 リオン株式会社製)

高速度レベルレコーダ (LR-20A リオン株式会社製)

##### イ 振動

振動レベル計 (VM-55 リオン株式会社製)

高速度レベルレコーダ (LR-20A リオン株式会社製)

## 4 測定結果

騒音の環境基準及び振動の指針値の適合状況を表3-2及び表3-3に示す。

また、各測定地点の測定結果を表3-4及び表3-5に、経年変化を図3-3及び図3-4に示す。

### (1) 騒音

地域類型Ⅰでの適合状況は、測定地点全体の67%で適合しており、これを距離別にみると12.5m地点では0地点(0%)、25m地点では1地点(100%)、50m地点では1地点(100%)で適合していた。

また、類型Ⅱ(No.2)は12.5m、25m、50m地点の全ての地点で適合していた。

### (2) 振動

新幹線鉄道の指針値としては「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環大特32号)において70dBが示されている。適合状況は、12.5m、25m、50m地点の全てで適合していた。

表 3-2 騒音の環境基準適合状況

地域 類型	距離 (m)	適 合 状 況				環境基準 (dB)
		適合地点数 (A)	不適合地点 数	合計地点数 (B)	適合率 (A)/(B)%	
I	12.5	0 (1)	1 (3)	1 (4)	0 (25)	70
	25	1 (2)	0 (2)	1 (4)	100 (50)	
	50	1 (3)	0 (1)	1 (4)	100 (75)	
	合計	2 (6)	1 (6)	3 (12)	67 (50)	
II	12.5	1 (-)	0 (-)	1 (-)	100 (-)	75
	25	1 (-)	0 (-)	1 (-)	100 (-)	
	50	1 (-)	0 (-)	1 (-)	100 (-)	
	合計	3 (-)	0 (-)	3 (-)	100 (-)	
全体	12.5	1 (1)	1 (3)	2 (4)	50 (25)	-
	25	2 (2)	0 (2)	2 (4)	100 (50)	
	50	2 (3)	0 (1)	2 (4)	100 (75)	
	合計	5 (6)	1 (6)	6 (12)	83 (50)	

( ) 内は前年度の数值

表 3-3 振動の指針値適合状況

距離 (m)	適 合 状 況				指針 (dB)
	適合地点数 (A)	不適合地点 数	合計地点数 (B)	適合率(A)/(B)%	
12.5	2 (4)	0 (0)	2 (4)	100 (100)	70
25	2 (4)	0 (0)	2 (4)	100 (100)	
50	2 (4)	0 (0)	2 (4)	100 (100)	
合計	6 (12)	0 (0)	6 (12)	100 (100)	

( ) 内は前年度の数值

表 3-4 新幹線鉄道騒音測定結果

No.	(測定側) 測定年月日	構造物・ 軌道の 種類	軌道 面高 (m)	防音壁 の種類	地域類型 用途地域	騒音レベル <sup>※2</sup> (dB)			列車速度 (km/h)	
						12.5m	25m	50m		
2	港北区綱島東五丁目 (下り側) 令和2年10月2日	高架橋 ラーメン バラスト	6.8	直壁 2.0m	Ⅱ 準工業地域	74	71	69	上り	217
						(53)	(52)	(50)	下り	192
									上位半数	220
5	旭区二俣川二丁目 (上り側) 令和2年10月2日	切取 バラスト	-3.5	直壁 <sup>※1</sup> 3.0m	Ⅰ 第一種住居地域	74	69	63	上り	245
						(42)	(42)	(41)	下り	247
									上位半数	254

※1 λ型防音壁を含む

※2 ( )内の数字は暗騒音(測定中10分間の等価騒音レベル $L_{Aeq}$ )

表 3-5 新幹線鉄道振動測定結果

No.	測定場所 (測定側) 測定年月日	構造物・ 軌道の 種類	軌道 面高 (m)	用途地域	振動レベル <sup>※1</sup> (dB)			列車速度 (km/h)	
					12.5m	25m	50m		
2	港北区綱島東五丁目 (下り側) 令和2年10月2日	高架橋 ラーメン バラスト	6.8	Ⅱ 準工業地域	62	65	60	上り	217
					(33)	(33)	(35)	下り	192
								上位半数	220
5	旭区二俣川二丁目 (上り側) 令和2年10月2日	切取 バラスト	-3.5	Ⅰ 第一種住居地域	66	61	54	上り	245
					(27)	(25)	(25)	下り	247
								上位半数	254

※1 ( )内の数字は暗振動(測定終了後10分間の計測値の80%レンジ上端値 $[L_{10}]$ )



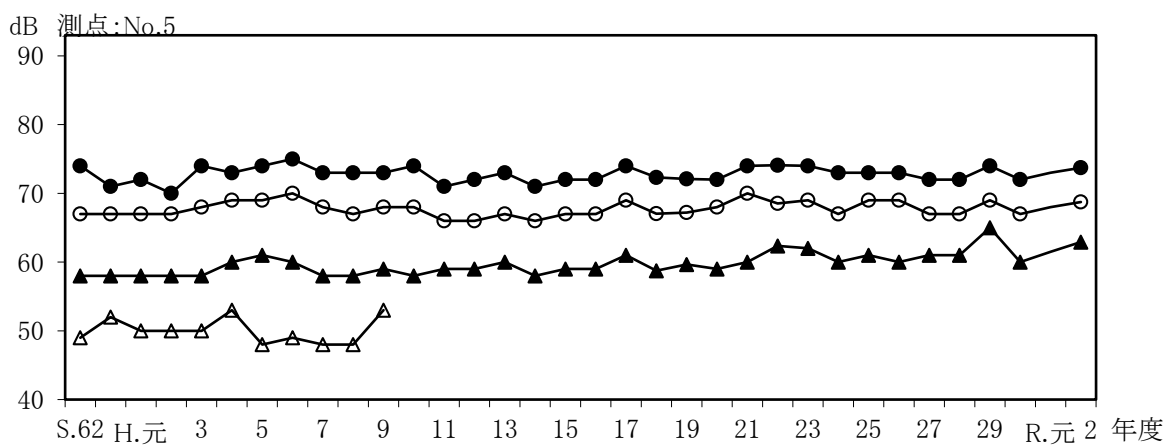
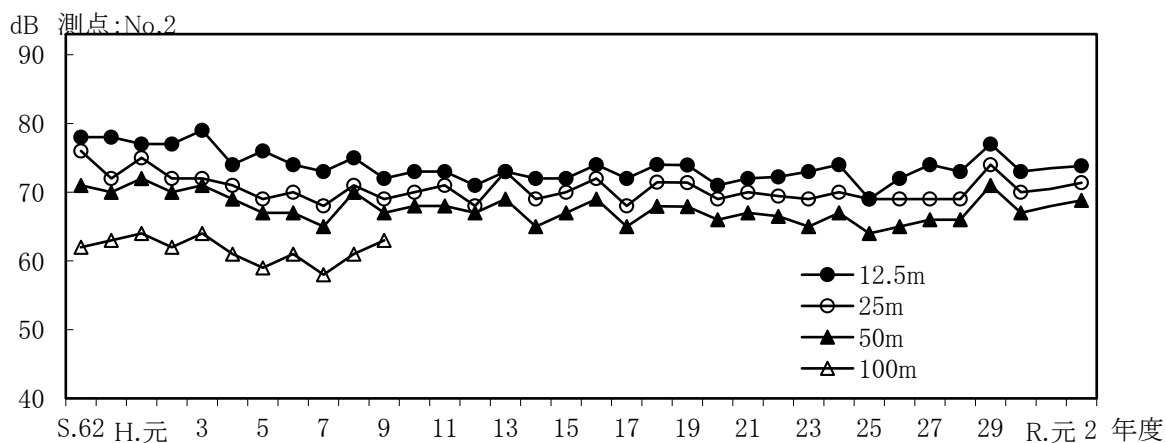


図 3-3 新幹線鉄道騒音測定結果（年平均値）の経年変化（測定地点別）

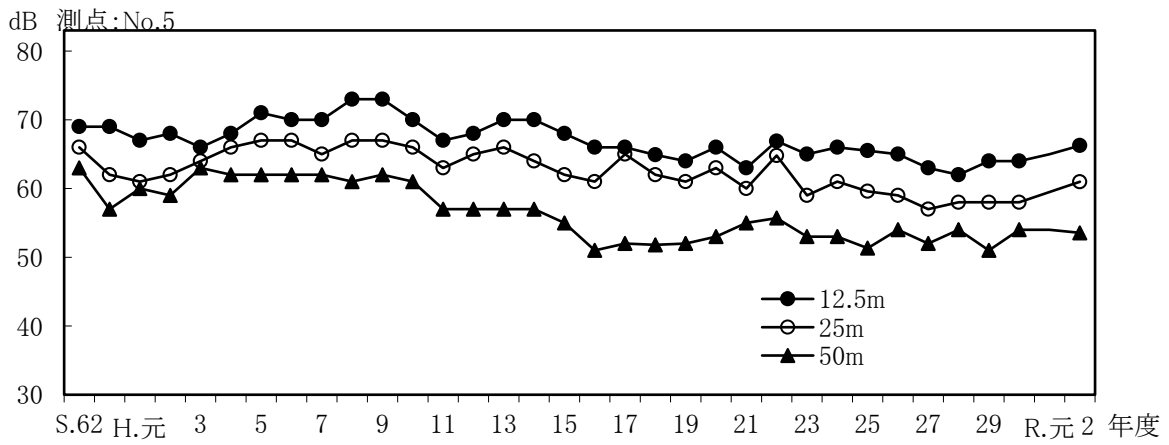
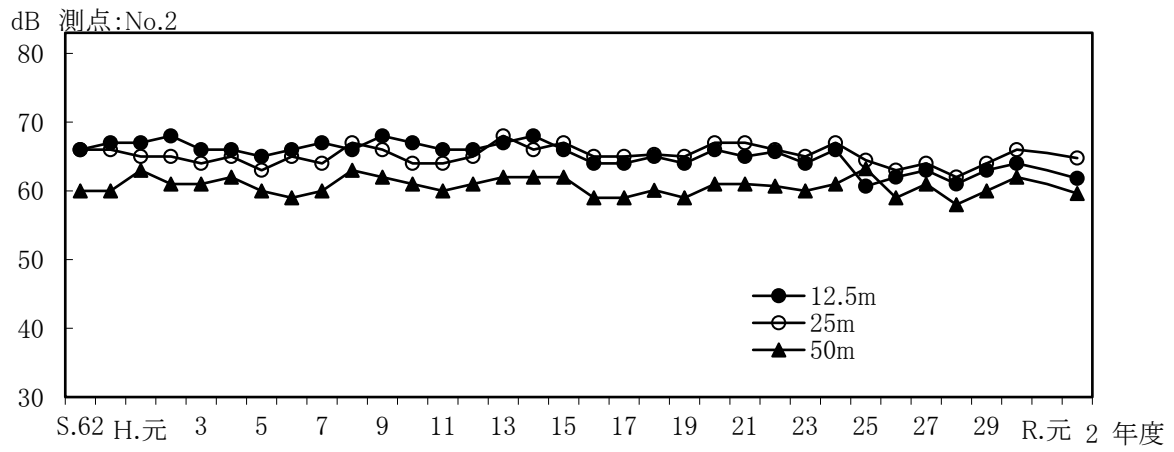


図3-4 新幹線鉄道振動測定結果（年平均値）の経年変化（測定地点別）

## 第4章 参考資料

### <騒音>

#### 1 騒音に係る環境基準（抜粋）

##### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

## 2 騒音に係る環境基準の地域の類型等（抜粋）

「1 騒音に係る環境基準」における地域の類型のあてはめについては、環境基本法第16条第1項、第2項に基づく横浜市告示第82号(平成24年3月15日)により次の示すとおりである。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

<新幹線鉄道騒音・振動の基準等>

### 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（抜粋）

#### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

### 4 環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域（抜粋）

類型の当てはめをする地域（概要）

類型	基準値	都市計画法による用途地域
I	70 d B 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに、同法の規定による用途地域の定めのない地域
II	75 d B 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

---

---

令和2年度  
横浜市における騒音・振動の測定結果報告書  
—道路・貨物線・新幹線—

令和4年5月発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10号  
横浜市環境創造局環境保全部  
環境管理課監視センター  
電話 (045) 671-3507  
FAX (045) 641-3580

---

---